

# 平成28年度当初予算調製方針(案)

## 1 財政状況

- (1) 国の「経済財政運営と改革の基本方針2015について」（平成27年6月30日閣議決定）では、地方行財政の基本的考え方として、「別枠加算や歳出特別枠といったリーマンショック後の歳入・歳出両面の特別措置について、経済再生に合わせ、危機対応モードから平時モードへの切替えを進めていく」などとしており、地方の安定的な行財政運営に必要な地方交付税総額の確保については、年末の平成28年度地方財政対策の決着に向けて、予断を許さない状況にあります。
- (2) 足下の経済情勢を見ると、東海財務局津財務事務所の「最近の三重県内経済情勢について(平成27年7月29日)」によれば、「三重県内経済は、一部に弱さがみられるものの、緩やかに回復している」とされている一方、2015年第1四半期のGDP速報値(平成27年9月8日)が前年同期との比較で年率1.2%の減となっており、今後の景気動向については、引き続き注視していく必要があります。
- (3) このような中、本県の財政状況は、平成28年度当初予算に向けて、歳入面では、平成27年度当初予算で一般財源収入として活用できた住宅供給公社清算金など臨時収入の皆減と、平成28年度以降に制度が継続されないとすれば減となる退職手当債で、あわせて100億円程度の大幅な減額が見込まれます。また、歳出面では、高齢層職員の割合が多くなっていることにより高い水準で推移している人件費に加え、今後の県債償還のピークに向けて近年大きく増加している公債費や医療・介護等の自然増に伴い引き続き増加している社会保障関係経費について、あわせて80～90億円程度の大幅な増加が見込まれるなど、歳入歳出の両面で、例年以上に極めて厳しい状況にあります。

## 2 当初予算調製の基本的な考え方

- (1) 平成28年度は、現在策定を進めている「みえ県民力ビジョン・第二次行動計画(仮称)」(以下、「第二次行動計画(仮称)」という。)のスタートの年となります。第二次行動計画(仮称)の4年間においては、「みえ県民力ビジョン」の基本的な考え方に基づき、基本理念「県民力でめざす『幸福実感日本一』の三重」の実現に向け、引き続き、政策展開の基本方向である「守る」「創る」「拓く」の3つの柱で政策を展開し、「新しい豊かさ」を享受できる三重づくりを加速させていくこととしています。

また、平成27年10月に策定を予定している「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略(仮称)」では、本県の人口減少の課題に的確に対応するとともに、地域の自立かつ持続的な活性化を図るため、「希望がかない、選ばれる三重」をめざし、自然減対策及び社会減対策についてそれぞれ目標を掲げ、車の両輪として推進していくこととしています。

一方、行財政運営を取り巻く状況が一層厳しくなる中で、第二次行動計画（仮称）の的確な推進につなげていくため、現行の「三重県行財政改革取組」の成果と検証を踏まえた次期の行財政改革の取組に着手し、県庁内部を中心とした変革から、県民の皆さんとともに進める県政運営の変革に重点を置いた取組を推進するとともに、財政面では、これまでの「財政運営の改革」における歳出の見直しや歳入確保の取組を継続しながら、引き続き課題のある県債残高の抑制等の取組を進めることとしています。

平成28年度当初予算については、これらの理念や取組の方向性を基本方針とし、「平成28年度三重県経営方針（案）」を踏まえ、編成を行います。

- (2) 例年以上に極めて厳しい財政状況にある中で、第二次行動計画（仮称）の取組を的確に進めていくためには、事業の選択と集中をさらに進めて、より一層メリハリのある予算編成を行っていく必要があります。

このため、これまで実施してきた予算編成プロセスを引き続き円滑に運用し、伊勢志摩サミット関連の取組など県政運営上の最重要課題に的確に対応するため、予算要求上の別枠措置を設ける一方、役割や効果が薄れつつある事務事業については廃止・休止を行うなど思い切った見直しを行います。

特に、例年継続している事務事業については、ややもすると硬直的になりがちであり、今後は、財政運営の健全性を保ちつつ、新たな財政需要に機動的に対応するために、事務事業本数の削減を進めます。

- (3) 将来世代に負担を先送りしない、持続可能な財政運営を確立するため、平成26年度末の県債残高（臨時財政対策債等を除く）を平成23年度末よりも減少させる目標については、達成することができましたが、引き続き、県債残高の減少傾向を維持するため、平成28年度においても県債発行の抑制に努めます。
- (4) 「平成28年度三重県経営方針（案）」において、平成28年度の重点取組に位置づけることとした「人口減少への対応」、「社会経済情勢の変化等への対応」、及び「伊勢志摩サミットへの対応」にかかる取組についても、それぞれ必要な予算上の対応を行います。
- (5) 国の予算や地方財政計画等が未確定な段階にあることから、これらの動向を見極めつつ、今後必要に応じて、所要の対応を行っていきます。

## 平成28年度当初予算要求にあたっての基本的事項について

平成28年度当初予算の編成は、「平成28年度当初予算調製方針」に示した考え方に基づき、具体的には下記の事項に留意して見積書の作成を行ってください。

なお、例年以上に極めて厳しい財政状況を踏まえ、所要額で要求できる経費も含めて全ての事業の要求にあたっては、必要性・緊急性等の検証を一層徹底するとともに、市町や民間団体等との役割分担を十分に整理した上で、厳しく要求金額を精査し、特定財源の確保に努め、必要最小限の要求とすること。

### 記

#### 第1 基本的事項

##### (予算の性格)

- 1 予算は、「年間総合予算」とする。

##### (予算要求基準)

- 2 限られた財源を的確に配分しメリハリのある予算を実現するため、予算要求基準については以下のとおりとする。

- (1) 政策的経費については、下記のとおりとする。

非公共事業については、平成27年度当初予算額(平成27年度6月補正予算を含む。以下同じ。)の政策的経費の額に、重点化施策にかかる上乗せ分及び特定政策課題枠の非公共事業分(当然減等の分は除く。)を加えた合計額(一般財源ベース。以下「非公共事業配分基礎額」という。)の70%以内で要求すること。

公共事業については、平成27年度当初予算額(一般財源ベース)の70%を公共事業総合推進本部へ示すので、各部は公共事業総合推進本部から示された要求上限額の範囲内で要求すること。

なお、平成25年度当初予算編成以降実施してきた要求時点における事業の優先度判断については、今後、事務事業本数の削減について目標管理を行っていくことや、ワーク・ライフ・マネジメントの取組として、職場単位で事業見直しを協議する新たな仕組みが導入されたことも踏まえ、平成28年度当初予算編成においては、実施しないこととする。

- (2) 「平成28年度三重県経営方針(案)」のI「1 人口減少への対応」にかかる取組については、非公共事業配分基礎額の5%の額を戦略企画部へ示すので、各部は、戦略企画部と総務部との調整のうえで示された要求上限額の範囲内で要求すること(以下、この経費の区分を「人口減少対策分」という。)

ただし、喫緊の課題である「まち・ひと・しごと創生」に向けて既存の取組を人口減少を克服するための取組に重点を移していくために、(1)に記述した政策的経費(非公共事業)の要求上限額の一部を人口減少対策分に振り替えるものとする。なお、振り替える額については、別途示すこととする。

なお、「平成28年度三重県経営方針（案）」において、重点取組として「人口減少への対応」が位置づけられることになり、これまで重点化施策で実施してきた横断的な視点での重点化の仕組みを生かしつつ、施策単位での重点化の仕組みから、テーマに沿った事業単位での重点化の仕組みに移行することに伴い、これまでの重点化施策は廃止するものとする。

- (3) 義務的経費（人件費、社会保障関係経費、公債費、税込関連交付金等）については、積算根拠を十分精査した上で、必要最小限の経費を適切に見積ること。
- (4) 繰出金等、庁舎管理経費等、個別検討項目（私学助成、商工会等助成、高等学校運営費）についても、聖域なく見直しを行い、十分精査した上で、必要最小限の経費で要求すること。  
なお、庁舎管理経費等については、別途、要求上限額を示すので、その範囲内で要求すること。
- (5) 大規模臨時的経費については、これまで以上に、厳しく抑制していく必要があり、要求にあたっては、必要性・緊急性等の検証を徹底し、必要であっても緊急性が低いものについては、県民生活に影響を及ぼさない範囲で、可能な限り次年度以降に先送りするものとし、緊急性が高く、かつ真に必要なものについてのみ、全体計画など後年度の負担を十分精査した上で、必要最小限の経費を適切に見積ること。また、単年度の負担に偏りがないよう、可能な限り事業費の年度間調整を図ること。  
なお、伊勢志摩サミット関連の事業については、大規模臨時的経費ではなく、（1）に記述した政策的経費の要求上限額の範囲内で要求するか、次の（6）に記述する特定政策課題枠として要求すること。
- (6) 「平成28年度三重県経営方針（案）」において、平成28年度の重点取組に位置づけることとしたⅠ「2 社会経済情勢の変化等への対応」及び「3 伊勢志摩サミットへの対応」にかかる取組については、平成28年度特定政策課題枠として、「社会経済情勢等対応分」と「伊勢志摩サミット対策分」の区分を新たに設け、それぞれ政策的経費とは別に要求できるものとする。ただし、平成27年度と同様の項目については、平成27年度当初予算額と同額程度の範囲内で要求すること。
- (7) 県債残高の減少傾向を引き続き維持していくため、県債についても要求上限額を設定することとし、原則として平成27年度当初予算額（行政改革推進債を除く。）の範囲内で要求すること。
- (8) 平成27年度12月補正予算で事業の効率的な執行等（事業の休止を含む。）により節減を行った額については、（1）に記述した政策的経費又は（2）に記述した人口減少対策分の要求上限額に上乗せして要求できるものとする。

### (事業成果等の明確化)

- 3 要求にあたっては、これまでの事業の成果を十分に検証するとともに、当該事業が具体的にどのような成果や効果を狙っているのか明確にした上で、要求すること。

### (主担当部局との調整)

- 4 要求にあたっては、あらかじめ各施策の要求内容をそれぞれの主担当部局へ報告し、必要な調整を行ったうえで、見積書を提出すること。  
伊勢志摩サミット関連の事業については、伊勢志摩サミット推進局（サミット総務課）へ報告し、必要な調整を行ったうえで、要求すること。

### (事務事業の見直し等)

- 5 以下の事項について、特に留意して徹底した事務事業の見直し等に努めること。
  - (1) 全ての事務事業を「妥当性・必要性・有効性・効率性・緊要性」の5つの視点から点検し、徹底した事務事業の見直しを行うこと。特に、事業進度が不良な事業や効果に疑問がある事業等については、大胆に事業の廃止・見直しを行い、スクラップ・アンド・ビルドを進めること。  
なお、事務事業の見直しにより、市町等に影響のある事業の廃止・見直し（補助金の削減を含む）を行う場合には、時機を逸することなく市町をはじめ関係者に対して丁寧な説明と十分な協議、調整を行うこと。
  - (2) 上記（1）の視点からの点検をもとに、ワーク・ライフ・マネジメントの取組として、職場単位で事業見直しを協議した結果も参考にしながら、要求する事務事業の本数については、平成27年度当初予算（平成26年度2月補正予算その1及び平成27年度6月補正予算の事業を含む。）の事業本数を下回るようにすること。
  - (3) 新規事業の要求にあたっては、事業の必要性や効果、発生するコストや事務量等について十分検討し、その事前評価結果を明らかにするとともに、行政が担う領域かどうか、さらに、県と市町の役割分担を踏まえ、県が担う領域かどうかを明確にするとともに、原則、終期設定を行うこと。  
なお、一義的には市町や民間が担うべき分野について、広域自治体である県が先導的・過渡的なものへの初期的対応として関与するとしても、本来担うべき主体が相応の負担をすることが原則であり、県が必要以上の負担をすることは厳に慎むこと。  
また、継続事業についても、他の主体で実施できないか検討し、さらには、他の主体で事業が実施できるような制度改正をめざすなど、県の果たす役割及び他の主体との役割分担について検討・見直しを行うこと。
  - (4) 監査委員による監査結果及び意見や包括外部監査結果、前年度決算の状況等を踏まえ、的確に対応すること。

(5) 投資的経費の重点化、公共事業のコスト縮減と品質の確保

① 投資の重点化

事業の緊急性・優先度や投資効果等を十分に検討するとともに、事業実施後の成果についても十分な評価を行い、県民ニーズに基づいたより一層の投資の重点化を図ること。

② 公共事業のコスト縮減と品質の確保

公共事業については、取引の実勢を踏まえた適正な労務単価や資材単価を考慮しつつ、コストとともに品質を重視した総合的なコスト構造改善に取り組み、効率的・効果的な事業実施を図ること。

(6) 情報システム関連予算については、業務見直しと投資対効果の検証を十分に行った上で、行政運営の効率化・行政サービスの向上を確実に見込めるシステムのみ要求すること。

なお、システム化や運用にあたっては、セキュリティに万全を期すこと。

また、新規・既存システムに限らず必要性を徹底的に吟味し、有効性の乏しいシステムは廃止統合を行うこと。

(7) 負担の公正を確保するため、税で賄うべきサービスか、受益者の負担で賄うべきサービスかについて十分検討のうえ、応益負担の原則に基づき、受益者負担の適正化に努めること。

(8) 県有施設（いわゆる「ハコ物」）の新設や建て替えについては、投資的経費の財源として過去に発行した県債の償還が増加し、財政状況が極めて厳しくなっていることや、今後の人口減少も見据え、原則として、当面、新たなものの着手を見合わせるものとする。

(9) 県有施設の管理運営については、長期的な視点も持ちながら、その運営方法等を根本から見直し、費用対効果の観点から、効率的・効果的な運営に努めること。

また、県有施設の管理運営の効率化を図るため、個々の施設の実情に応じて、指定管理者制度など、より効率的な管理運営方法を検討すること。

(10) 民間等に民営化・外部委託化することにより、住民サービスの向上、行政の簡素・合理化が図られるものについては、「民間活力の導入に関するガイドライン」に基づき、より積極的な導入に努めること。

なお、継続して委託を行っているものについては、委託先、委託業務の内容、委託の効果等について厳しく見直しを行い、効率化に努めること。

#### (11) 総人件費の抑制

事務事業遂行上の人員配置を精査するなど、引き続き適正な定員管理に努めるとともに、給与費全体について、総合的な観点での対応、見直しを行い、総人件費の抑制を行うこと。

また、業務量縮減の観点から、事務事業の仕組み・やり方や事務事業そのものの必要性を改めて点検するものとし、事業の廃止・休止などの抜本的な見直しに積極的に取り組むことで、時間外勤務の縮減に努めること。

#### (国所管法人等への支出について)

6 国の所管法人等に対する支出については、これまでも必要な見直しを行い、金額に見合った便益があると判断したものについて予算措置をしてきたところであるが、費用対効果等の観点から、引き続き見直しを行うこと。

#### (新規事業に取り組む際のリスク対応)

7 新規事業については、「三重県危機管理実施要領」の「新しい事業に取り組む際のチェックリスト」等を参考に、事業の実施に際してのリスクとその適切な対応を十分検討した上で、予算要求すること。

#### (事業に伴う市町負担について)

8 市町負担を伴う新規事業等については、当該市町の財政状況等とも密接に関連するため、事業の計画にあたっては、事前に地域連携部市町行財政課の意見を十分聴き取っておくとともに、関係市町と十分、連携・調整の上、予算要求すること。

#### (国の予算等への対応)

9 予算の見積りにあたっては、国の予算編成や地方財政対策等に基づく制度改正の動向についての的確に把握するとともに、各省庁に対し、提言・要望を積極的に行うこと。

#### (後年度負担等の把握)

10 計画的な財政運営の確保に向けて、各事務事業の後年度負担を明らかにするよう努めること。特に、新たに人員や予算を必要とする事業（公共事業による施設の整備等を含む。）にあっては、将来の財政負担について十分な検討を加えるとともに、執行体制、管理運営方法等について、計画段階から関係部局等と十分な協議を行い、明確な方針を定めたいえ、要求すること。

#### (組織機構・定数調整方針との調整)

11 「平成28年度組織機構及び職員定数調整方針」に十分留意のうえ、予算要求を行うこと。

なお、予算編成と組織定数調整作業を連動させていくこととしており、留意すること。

### (公社等の財政援助団体に対する指導の徹底)

12 県から出資、補助、貸付等を行っている団体については、簡素で効率的な経営を行い、県民へ質の高いサービスを提供できるよう団体自身の事務事業の見直し、整理合理化、経費の節減、自主財源の強化等を図り、県からの自主自立を促し、必要最小限の支援にとどめること。

特に、「三重県外郭団体等改革方針」に基づく対象団体については、団体のあり方や県の関与について見直しを行うとともに、団体への補助金等の予算要求にあたっては、事業の検討を行い、必要性の有無からゼロベースで見直しを行うこと。

## 第2 一般会計

### 1 歳入に関する事項

- (1) 県税収入については、国の税制改正の方向及び今後の経済動向等を勘案のうえ、的確な判断により見積ること。
- (2) 国庫支出金については、国の予算編成の動向を踏まえるとともに、後年度の財源手当にも留意しながら、積極的な活用に努めること。また、国庫支出金の金額については、補助対象事業を精査のうえ、適正に見積ること。  
なお、国庫補助負担金等に係る超過負担等については、その解消等を強く国に申し入れること。
- (3) 地方創生の深化のための新型交付金（以下、「新型交付金」という。）については、交付予定額等が判明次第、別途、所要の調整を行うものとする。  
なお、人口減少対策分として要求する事業については、国の方針である「地方創生のための深化のための新型交付金の創設等について」（平成27年8月4日 まち・ひと・しごと創生本部決定）に記述された新型交付金の趣旨に照らして、交付対象になり得ると判断する場合には、新型交付金を充当（事業費の2分の1）して要求することができるものとするが、今後の国における具体的な制度設計の動向に留意すること。
- (4) 使用料及び手数料については、対象となる経費について、必要な見直しを検討すること。特に、3年以上改正を行っていないものについては、見直しを行うこと。
- (5) 財産収入については、未利用財産等の積極的な売り払いを促進すること。
- (6) 見込みうる限りの収入を的確に把握し、極力増収を図ること。なお、本来収入されるべきものが収入未済となっている場合には、収納促進対策を講じ、適正な収入の確保を図ること。

(7) 新たな収入源を開拓するために、印刷物の有料化や広告収入の確保（ネーミングライツ、ホームページや印刷物への広告掲載、施設や公用車への広告掲載等）、空きスペースの貸付などを積極的に検討すること。また、行政内部の財源の有効活用や、民間や財団が提供している助成金などの外部資金利活用など、様々な角度から検討し、多様な財源の確保を行うこと。

## 2 歳出に関する事項

(1) 普通建設事業については、

① 公共事業については、三重県公共事業総合推進本部の「平成28年度公共事業予算編成方針」に基づいて見積ること。

② 公共事業等の箇所選定にあたっては、他の事業との均衡や投資効果、優先度、事業進度を十分配慮のうえ対処すること。

③ 県単事業（補助金を含む。）については、公共事業等他事業との関連を考慮し、投資効果、緊急性を厳しく選択し、地域活性化の積極的支援など政策的効果の発揮に重点を置くこと。

(2) 出資金、貸付金については、その目的、効果、条件及び実績等制度全般にわたって見直しを行い、統廃合、縮小、サンセット方式の導入を図ること。

特に、収入未済額の多い貸付金については、民間資金が低金利状況であることを踏まえて、制度の廃止も含めた見直しを行うこと。

なお、出資金については、他の出資者との均衡にも十分配慮すること。

(3) 県単独補助（負担）金については、社会経済情勢の変化、官と民、県と市町との役割分担、事業効果、補助率の適正化、公平性等の観点から抜本的な見直しを行うこととし、厳しい財政状況も踏まえ、補助制度創設時における意義が薄れたものや補助実績の低調なもの、少額補助金などについて、思い切った廃止、統合、縮小等を進め、行政のスリム化を図ること。

(4) 事業の受託にあたっては、これを漫然と受け入れることなく、事業内容、事業量と職員の処理能力とを勘案し、受託の適否を判断すること。

さらに、受託する場合は、原則として従事者の人件費、その他関連事務費等を含めた適正な受託額を確保すること。

(5) 高額物品については、「みえ物品利活用方針」に基づき、既存物品の有効活用を十分図ることとし、新規物品を必要とする場合であっても、リースやレンタル等の手法も検討したうえで、必要最小限のものとする。なお、予算要求に際しては、出納局に提出した「物品購入利活用書」を予算見積書に添付すること。

- (6) 債務負担行為については、将来の財政負担を義務づけるものであるため、新規に設定する場合には、事業規模、年割額等を十分検討し、後年度において過重な財政負担及び人員増を招かないよう留意すること。

### 第3 特別会計

特別会計については、法令上特に定めるものを除き、財源不足額を一般会計からの繰出金に依存することなく、運営の合理化、経費の節減に努め、収支の均衡を維持することを基本方針とし、上記の「第2 一般会計」の考え方に準じて見積ること。

### 第4 企業会計

企業会計についても、上記の「第2 一般会計」に準ずることとするが、地方公営企業法の趣旨に則り、経済性の発揮を基本とし、経営状況、今後の見通しについて十分な検討を行い、一般会計との間の負担区分を明確にし、予算の原案を作成すること。

### 第5 その他

- 1 見積書は、三重県予算調製及び執行規則により各記載項目について十分検討のうえ記入すること。
- 2 各事業の要求にあたっては、オールインワンシステムによる事業マネジメントシート（事務事業）を添付すること。
- 3 新営改築改修費については、各部局において原案を作成し、県土整備部営繕課の技術的意見を聴取して見積ること。
- 4 情報システム関連予算については、「情報システムの予算要求に係る基本方針」に留意し、情報システム審査委員会による審査を必ず経ること。詳細については、別途、三重県情報システム審査委員会からの通知「情報システム関連に係る平成28年度当初予算の予算要求前審査の実施について」を参照のこと。
- 5 物品、公共工事及び役務に係る予算の見積りにあたっては、「三重県リサイクル製品利用推進条例」及び「みえ・グリーン購入基本方針」を踏まえ、環境への配慮に努めること。
- 6 県有施設の整備や県公共工事の実施等に際しては、「みえ公共建築物等木材利用方針」を踏まえ、積極的な県産材の活用について取り組むこと。

- 7 物品及び役務の調達にあたっては、「三重県障害者就労施設等及び障がい者雇用促進企業からの物品等の調達方針」に基づき、障害者就労施設等及び障がい者雇用促進企業への優先発注に努めること。
- 8 各部局からの予算要求状況については、公表を行っていくものとする。